

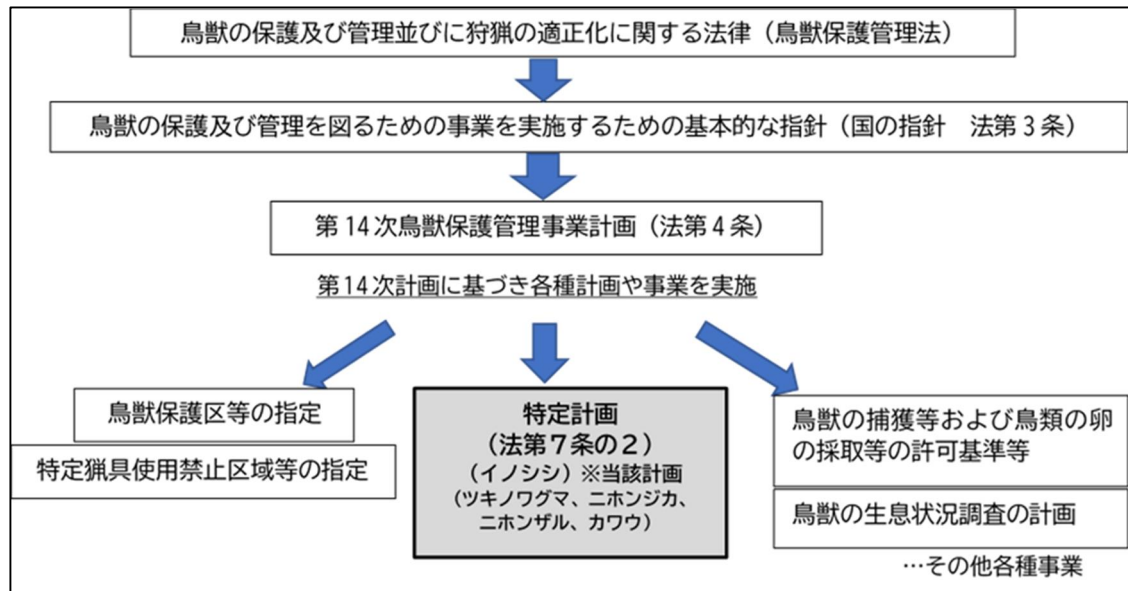
滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第 4 次）の策定について

1 計画の概要

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 7 条の 2 に基づき、都道府県知事は当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣の管理に関する計画（第二種特定鳥獣管理計画）を定めることができるとされている。

都道府県知事は、第二種特定鳥獣管理計画を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法第 51 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聞かなければならないとされている。

滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第 3 次）の期間が、令和 9 年 3 月 31 日をもって終了することに伴い、5 年間の次期計画（第 4 次）を策定する。



2 スケジュール

時 期	概 要
令和 8 年 6 月	環境審議会へ諮問
令和 8 年 8 月	第 1 回イノシシ特定計画検討会
令和 8 年 9 月	環境審議会自然環境部会審議（素案について）
令和 8 年 10 月	環境・農水・企業常任委員会報告（素案について）
令和 8 年 10 月	第 2 回イノシシ特定計画検討会
令和 8 年 11 月	環境審議会自然環境部会審議（答申案について）
令和 8 年 11 月	環境審議会から答申
令和 8 年 12 月	環境・農水・企業常任委員会報告（計画案について）
令和 8 年 12 月	県民政策コメントの実施、市町等への計画案に係る意見照会
令和 9 年 2 月	環境・農水・企業常任委員会報告（県民政策コメント実施結果）
令和 9 年 3 月	計画の策定・公表

滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）〔素案〕 【概要版】

現 状

○ 分布状況

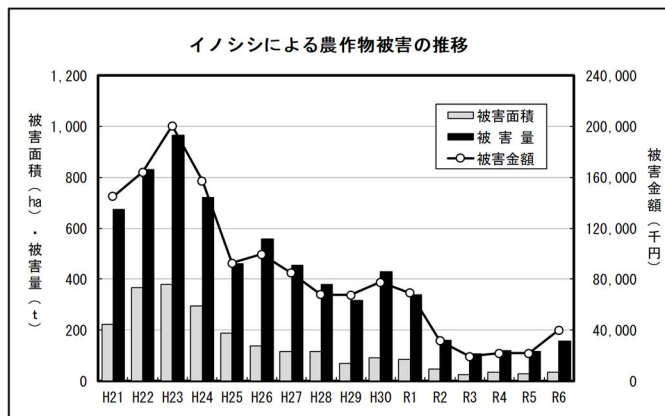
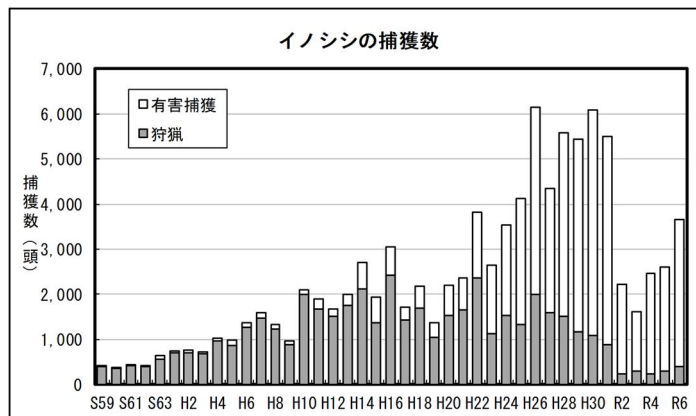
- ・市街地を除くイノシシの分布可能な地域にはほぼ全て分布している。
- ・現在のイノシシの生息地は、主として森林やその周辺の耕作放棄地、放置竹林等であり、イノシシの分布は拡大しつつあると考えられる。
- ・生息密度指標の傾向等から、豚熱（CSF）の感染拡大により、令和元年度から令和3年度にかけて個体数が減少したと考えられるが、近年は回復傾向がみられる。

○ 被害状況

- ・イノシシによる農業被害はピーク時より減少しているが、近年は増加傾向にある。
- ・作物別に見ると、水稻の被害が最も多い。（被害金額のうち約98%）
- ・農業被害に止まらず、市街地への出没や芝の掘り起こしなどによる生活環境被害を引き起こしている。

○ 捕獲状況

- ・令和6年度 3,663頭（有害鳥獣捕獲 3,262頭 狩猟捕獲 401頭）
- ・有害鳥獣捕獲の割合が多くを占めている。



第3次計画による目標の達成状況

第3次計画では、農作物被害金額を令和元年度比で10%減少させるとしていた。
令和6年度時点の達成状況は下表のとおり。

	令和元年度	令和6年度	減少率
農作物被害面積	85 ha	35 ha	58.8%
農作物被害金額	69,213 千円	40,067 千円	42.1%

計画期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日まで

計画の実施区域

県全域

管理の目標

◇長期的目標

農業被害を減少させ、人とイノシシの軋轢を緩和する。

◇短期的目標

農作物被害金額を令和6年度比で半減、農作物被害面積を令和6年度比で30%減少させる。
また、目標達成後も農作物被害金額および農作物被害面積のさらなる減少を目指す。

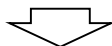
計画のポイント

1 施策の基本的な考え方

イノシシは農業被害を引き起こすが、適切な施策によって棲み分けが可能な動物である。そのため、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理を総合的に実施する。

個体群管理

○捕獲数や目撃効率、捕獲効率の傾向などから、令和元年度の豚熱感染拡大の影響により個体数が減少したと推測されるが、近年のイノシシの個体数は回復傾向がみられ、今後も被害減少のために捕獲の継続が必要である。

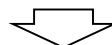


- ・ イノシシの生息動向を総合的に判断し、個体数が増加する傾向が認められた場合は捕獲圧を高めるなど、科学的知見に基づいて個体群管理の方向性を修正する「順応的管理」を行う。
- ・ 捕獲に当たっては、農地や集落に被害をもたらす加害個体や被害防除対策での被害軽減が難しい集落等において重点的に有害鳥獣捕獲を実施する。
- ・ 県内全域で狩猟期間の延長を継続する。【狩猟期間：11月1日から3月15日まで】

被害防除対策

○防護柵の整備を進めるとともに、設置の効果を最大限発揮できるよう、柵周辺の刈り払いや破損箇所の点検や更新などを行う必要がある。

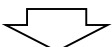
○集落、農地および農地周辺がイノシシにとって魅力のない場所となるよう、イノシシの餌資源となるものを極力排除することや、耕作放棄地等の適正な管理が求められる。



- ・ 柵の維持管理を含め集落環境点検などの手法を活用しながら、地域が主体となり、集落や地域ぐるみで被害防除対策を進める。
- ・ 市街地への出没防止のため、緩衝帯整備の推進や市街地周辺の危険性の高い個体の排除を行う。

生息環境管理

○人とイノシシの棲み分けによる被害軽減のため、人の生活圏に近づきにくくする環境管理とイノシシ個体群を存続させるための森林管理を行っていくことが重要である。



- ・ イノシシの生息域との隔離を図るため、農地に隣接するやぶおよび低木等の伐採や、野菜の収穫残渣等の除去など、集落一体での環境管理を進める。
- ・ 森林の生態系や環境に配慮した森林整備を推進し、環境林と循環林を組み合わせた森林づくりの保全や整備を行う。